

固定資産台帳について

公会計制度の導入に伴い、本市の資産の状況の明確にするため、財務書類の作成に必要な情報を備えた固定資産台帳を整備しました。

固定資産台帳は、本市が保有するすべての資産の現在簿価などをまとめた台帳であり、施設の維持管理や老朽化対策を検討する際の基礎になるものです。

また、本市の固定資産台帳は統一的な基準による地方公会計マニュアル「資産評価及び固定資産台帳の整備」に基づいて整備しています。

今後、各年度の決算後に、当該年度における資産の取得、除売却及び減価償却額などの情報を反映し更新します。

資産計上の主な基準等

1. 公営企業会計及び各基金の資産は含んでいません。
2. 各年度末時点で未完成の資産（建設仮勘定）は含んでいません。
3. 個人情報を含む資産、セキュリティ上非公表とすべきと判断した資産は含んでいません。
4. 建物付属設備は、勘定科目「建物」に計上しています。ただし、固定資産台帳整備前に取得した資産は、建物自体に含んでいる場合があります。
5. 立木竹は、樹齢・樹種を管理し、かつ森林保険対象の樹種で、市場性を持っているものを対象としています。
6. 物品は、50万円以上（美術品は300万円以上）のものを対象としています。
7. リース資産は、契約期間が1年を超え、かつ、契約金額が300万円以上の所有権移転ファイナンスリースを原則に、対象としています。
8. ソフトウェアは、その利用により、将来の費用削減が確実であると認められたものを対象としています。
9. 地方公会計の統一的な基準に基づき、資産価格が1円で計上されている資産があります。